

使用料の考え方

1. 原則

(1) 設置許可に係る使用料

設置許可使用料単価は、すべての公募対象公園施設で同額とし、以下に示す最低額以上を提案することとする。

設置許可使用料単価の最低額：210 円／ m^2 ・月

(2) 管理許可に係る使用料

管理許可使用料単価は、土地を管理する場合と施設等を管理する場合で異なり、それぞれ以下に示す最低額以上を提案することとする。なお、管理許可使用料単価は、すべての公募対象公園施設で同額とする。

管理許可使用料（土地を管理する場合）単価の最低額：410 円／ m^2 ・月

管理許可使用料（施設等を管理する場合）単価の最低額：1,290 円／ m^2 ・月

(3) 占用許可に係る使用料

占用許可に係る使用料については、以下に示す金額とする。

看板：表示面積 1 m^2 あたり 200 円／月

広告塔：表示面積 1 m^2 あたり 210 円／月

自転車駐車場： $A \times 0.028 \div 12$ （円／ m^2 ・月）

※A は、近傍類似の土地の自家（路線価）の 1 m^2 当たりの額

2. 特記事項

(1) イベントや期間を限定した占用等

指定管理対象範囲においてイベントや期間を限定した占用等（以下「イベント等」という。）を実施するにあたり必要となる許可の種類については、イベント等の期間・内容を踏まえて、許可の申請者と市で協議を行う。

なお、イベント等は、原則として指定管理者が実施主体または実施メンバーとして関わることとする。その場合、イベント等の許可に係る使用料は減免とする。

(2) 自動販売機

自動販売機を設置する場合に市に支払う設置許可使用料及び納付金（自動販売機の設置を通じて得られた売上の 10%）は、以下のとおりとする。

設置場所	設置許可申請 及び 設置許可使用料	市への納付金 (売上の 10%)	指定管理対象 施設の管理経 費に充当
公募対象公園施設の建物内に設置 する場合	不要	必要	不要
公募対象公園施設の建物外壁と一 体的に設置する場合	必要 (投影面積分)		
上記以外の場合			